



# 鳥取県公報

平成17年10月3日(月)  
号外第151号

毎週火・金曜日発行

## 目 次

公 告	鳥取県立障害者体育センターの指定管理者の募集（障害福祉課）.....	1
	鳥取県立福原荘の指定管理者の募集（長寿社会課）.....	5

## 公 告

地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「法」という。）第244条の2第3項の規定に基づき、鳥取県立障害者体育センターの設置及び管理に関する条例（平成15年鳥取県条例第1号。以下「体育センター条例」という。）第2条の規定により設置された鳥取県立障害者体育センター（以下「体育センター」という。）の管理を法人その他の団体であって県が指定するもの（以下「指定管理者」という。）に行わせることとしたので、当該施設の管理等に関する業務を行う指定管理者を次のとおり公募する。

平成17年10月3日

鳥取県知事 片 山 善 博

### 1 施設の名称及び所在地並びに設置目的

#### (1) 施設の名称及び所在地

鳥取県立障害者体育センター

鳥取市湖山町西三丁目113 - 2

（施設の詳細は、募集要項を参照すること。）

#### (2) 施設の設置目的

障害者の体育活動等を推進する。

### 2 指定管理者が行う業務

指定管理者は、次に掲げる業務（以下「委託業務」という。）を行うものとする。

#### (1) 体育センターの施設設備の維持管理に関する業務

体育センター条例に基づく体育センターの施設設備の維持管理（施設の清掃、保安警備、保守管理及び修繕）

#### (2) 体育センターの利用許可、施設利用料の徴収等に関する業務

体育センター条例に基づく利用の許可、適正な管理に必要な利用者への措置命令、体育センターからの退去命令並びに利用料金の徴収及び利用料金の減免

#### (3) その他体育センターの管理運営に必要な業務

来館者の受付及び案内、附属設備及び備品の貸出、設備の利用の指導又は設備の操作及び利用者へのサー

ビス提供（自動販売機による物品の販売を含む。）並びに施設の利用促進に関すること。

### 3 指定期間

指定管理者の指定期間は、平成18年4月1日から平成21年3月31日までとする。この場合において、体育センターの管理を継続することが適当でない認められるときは、当該指定期間の途中においても指定を取り消すことがある。

### 4 委託料及び利用料金の取扱い等

(1) 県は、指定管理者に、委託業務の実施に必要な経費として委託料を支払う。

指定期間中の委託料の総額は、19,365千円（消費税及び地方消費税の額を含む。）を上限として別途協定書で定める額とする。各年度ごとの支払額は、協定書に定める指定期間中の委託料の総額を指定期間（3年間）で除して得た額を原則とする。

(2) 体育センターの利用に係る料金収入、自動販売機の設置等の利用者へのサービス提供に伴う収入、障害者等の利用に係る「障害者等県立施設利用促進事業交付金」による収入その他の収入（以下「利用料金等」という。）は、指定管理者が自らの収入として収受することとする。

なお、協定書に定める委託料の額及び利用料金等の額の総額が指定管理者の委託業務の実施に要する費用の額に達しない場合においても、県は、その差額を補填しないものとする。

### 5 応募資格等

#### (1) 応募資格

体育センターの指定管理者に応募することができる者は、次に掲げる要件のすべてを満たす法人その他の団体（以下「法人等」という。）とする。

ア 鳥取県内に主たる事務所を置き、又は置こうとする法人等であること。

イ 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第2項の規定により、本県から一般競争入札の参加者資格を取り消されていない法人等であること。

ウ 本県が行う建設工事等の請負又は物品の購入若しくは製造の請負の指名競争入札について、指名保留、指名停止その他の一定の期間を定めて指名の対象外とする措置を受けていない法人等であること。

エ 会社更生法（平成14年法律第154号）の規定による更生手続開始の申立てが行われた法人等又は民事再生法（平成11年法律第225号）の規定による再生手続開始の申立てが行われた法人等でないこと。

オ 法人等の役員に、破産者、法律行為を行う能力を有しない者又は禁固以上の刑に処せられている者がいないこと。

カ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に掲げる暴力団又は暴力団若しくはその構成員の利益になる活動を行う法人等でないこと。

キ 都道府県税、法人税並びに消費税及び地方消費税に未納がない法人等であること。

ク 鳥取県議会の議員、知事、副知事、出納長、指定管理者の候補者の選定の決定に関与する県の職員、法第180条の5第1項及び第2項に規定する委員会の委員（監査委員を含む。）、これらの者の配偶者、子及び父母並びにこれらの者と生計を同じくしている者が社長、副社長、代表取締役、専務取締役、常務取締役、理事長、副理事長、専務理事、常務理事その他これらに準ずる役員等に就任している法人等（境港管理組合を除く。）でないこと。

#### (2) 複数の法人等による応募

体育センターのサービスの向上又は委託業務の効率の実施を図る上で必要である場合には、複数の法人等（以下「グループ」という。）が共同して応募することができる。この場合においては、次の事項に留意すること。

ア グループの名称を設定し、グループ内で代表となる法人等を定めること。この場合において、他の法人等は、当該グループの構成団体として扱うこと。なお、代表となる法人等又は構成団体の変更は、原則として認めない。

イ グループの構成団体間における委託業務に係る各団体の役割、経費に関する連帯責任の割合等を別途協

定書で定めること。

ウ 単独で応募した法人等は、グループによる応募の構成団体となることができないこと。

エ 同時に複数のグループの構成団体になることはできないこと。

オ グループの代表となる法人等及び構成団体のすべてが、(1)に掲げる応募資格のすべてを満たす法人等であること。

カ 9の(3)の応募書類のエからコまでは、構成団体ごとに提出すること。

## 6 募集要項の配布

### (1) 配布期間

平成17年10月3日(月)から同年11月4日(金)までの日(日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日(以下「休日」という。)を除く。)の午前8時30分から午後5時まで

### (2) 配布場所

鳥取県福祉保健部障害福祉課

〒680-8570 鳥取市東町一丁目220(県庁障害福祉課)

電話 0857-26-7889 ファクシミリ 0857-26-8136

メールアドレス shougai Fukushi@pref.tottori.jp

## 7 質問事項の受付及び回答

### (1) 受付期間

平成17年10月3日(月)から同月28日(金)まで

### (2) 受付方法

質問票(様式については募集要項を参照すること。)に記入の上、6の(2)の場所へファクシミリ又は電子メールにより提出すること。

### (3) 回答方法

質問者へ個別にファクシミリ又は電子メールで回答するとともに、ホームページ(<http://www.pref.tottori.jp/fukushi/shiteikanri/>)にも随時掲載する。

## 8 現地説明会の開催

### (1) 日時

平成17年10月12日(水)午後1時30分

### (2) 場所

鳥取市湖山町西三丁目113-2 鳥取県立障害者体育センター

### (3) 申込方法

現地説明会への参加を希望する旨並びに法人等の名称、代表者名及び参加希望者(各法人等3名まで)を明記の上、ファクシミリ又は電子メールにより、平成17年10月11日(火)午後5時までに、6の(2)の場所へ申し込むこと。

## 9 応募の手続

### (1) 応募書類の受付期間及び時間

平成17年10月3日(月)から同年11月4日(金)までの日(日曜日、土曜日及び休日を除く。)の午前8時30分から午後5時まで

### (2) 応募書類の提出方法及び提出場所

応募書類は、6の(2)の場所に持参、郵送又は民間事業者による信書の送達に関する法律(平成14年法律第99号)第2条第6項に規定する一般信書便事業者若しくは同条第9項に規定する特定信書便事業者による同条第2項に規定する信書便(以下「信書便」という。)により提出すること。

なお、郵送又は信書便による提出は、書留郵便又は信書便の役務のうち書留郵便に準ずるものによることとし、平成17年11月4日(金)の午後5時までに到着したものに限り受け付ける。

## (3) 応募書類

次の書類を提出すること。この場合において、応募書類の作成及び提出に要する費用は、すべて申請を行う法人等の負担とする。なお、各書類の説明は、募集要項別紙提出書類一覧を参照すること。

ア 指定管理者指定申請書

イ 体育センターの委託業務に関する事業計画書

ウ 体育センターの委託業務に関する収支計画書

エ 定款若しくは寄附行為及び法人の登記事項証明書又はこれらに準ずる書類

オ 申請の日の属する事業年度の前事業年度における当該法人等に係る貸借対照表及び損益計算書その他当該法人等の財務の状況を明らかにすることができる書類

カ 申請の日の属する事業年度の前事業年度における当該法人等に係る事業報告書その他当該法人等の業務の内容を明らかにすることができる書類

キ 当該法人等の概要（体育センターの管理運営のために配置可能な人員等に関する記述を含む。）を記載した書類

ク 当該法人等の役員名簿

ケ 都道府県税、法人税並びに消費税及び地方消費税に未納（納付期限が到来していないものを除く。）がないことを証明する書類

コ 上記提出書類のうち該当のないものについての申立書

サ 指定申請に係る宣誓書

## (4) 応募書類の提出部数

正本1部及び副本6部（副本は、複写可とする。）

## (5) 応募に当たっての留意事項

ア 法人等が提出する事業計画書等の著作権は、提出した法人等に帰属する。ただし、県は、必要な場合において事業計画書等の内容の全部又は一部を使用することができる。

イ 応募書類その他の提出された書類は、返却しない。

ウ 応募書類その他の提出された書類は、鳥取県情報公開条例（平成12年鳥取県条例第2号）の規定に基づき開示することがある。この場合において、個人情報又は法人等の正当な利益を害する情報は、非開示とする。

エ 応募のあった法人等の名称は、公表する。

オ 応募書類の提出期限後、応募書類その他の提出された書類の再提出又は差替えは、原則として認めない。

カ (3)の書類のほか、必要に応じ追加資料の提出を依頼する場合がある。

キ 鳥取県公の施設における指定管理者の指定手続等に関する条例（平成16年鳥取県条例第67号）、体育センター条例その他の関係法令を承知の上で応募すること。

## 10 指定管理者の選定方法等

## (1) 選定方法

学識経験者等の委員で構成する鳥取県福祉保健部指定管理候補者選定・審査委員会（以下「選定委員会」という。）を設置し、募集要項に定める選定基準に基づいて各委員が審査した評点の合計点により、指定管理者の候補者（以下「指定管理候補者」という。）の選定を行う。

## (2) 面接審査等

指定管理候補者の選定に当たっては、応募資格等を審査した後、平成17年11月11日（金）開催予定の選定委員会において、9の(3)の書類により面接審査を行う。この場合において、面接審査の時間、場所、実施方法等は、応募書類を提出した法人等に別途通知する。

## (3) 指定管理候補者の決定等

(2)の面接審査の後、選定委員会での審査結果を踏まえ、指定管理候補者を決定する。その審査内容は、応募書類を提出した法人等に書面で通知するとともに、ホームページ等で公表する。公表に当たっては、選

定団体以外の法人等はその団体名を伏せて公表するが、応募団体数により個別団体を推測されることがある。

(4) 選定対象の除外等

次のいずれかの場合に該当する法人等は、指定管理候補者の選定の対象から除外する。(3)の決定を受けた指定管理候補者が、当該決定後に次のいずれかの場合に該当することとなったときは、当該決定を取り消す。

ア 複数の事業計画書を提出したとき。

イ 選定委員会の委員に個別に接触したとき。

ウ 応募書類等の内容に虚偽又は不正があったとき。

エ 応募書類等の受付期限までに所定の書類が整わなかったとき。

オ 応募書類等の提出後に事業計画の内容を変更したとき。

カ その他不正な行為があったとき。

11 その他

(1) 様式のダウンロード

募集要項は、本県のホームページからダウンロードすることができる。

ホームページアドレス：<http://www.pref.tottori.jp/fukushi/shiteikanri/>

(2) 応募書類の内容に関する調査

必要に応じて、応募書類等の内容について、応募者から聴取調査を行う。この場合において、詳細は、応募した法人等に後日連絡する。

(3) 体育センターの指定管理者の公募についての詳細は、募集要項を参照すること。

地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「法」という。）第244条の2第3項の規定に基づき、鳥取県立社会福祉施設の設置及び管理に関する条例（昭和39年鳥取県条例第11号。以下「社会福祉施設条例」という。）第2条の規定により設置された鳥取県立福原荘（以下「福原荘」という。）の管理を法人その他の団体であって県が指定するもの（以下「指定管理者」という。）に行わせることとしたので、当該施設の管理等に関する業務を行う指定管理者を次のとおり公募する。

平成17年10月3日

鳥取県知事 片 山 善 博

1 施設の名称及び所在地並びに設置目的

(1) 施設の名称及び所在地

鳥取県立福原荘（軽費老人ホーム）

米子市皆生温泉四丁目17 - 2

（施設の詳細は、募集要項を参照すること。）

(2) 施設の設置目的

低額な料金で家庭環境、住宅事情等の理由により居宅において生活することが困難な老人を入所させ、日常生活に必要な便宜を供与し、もって老人が健康で明るい生活を送られるようにすることを目的とする。

2 指定管理者が行う業務

指定管理者は、次に掲げる業務（以下「委託業務」という。）を行うものとする。

(1) 福原荘の施設設備の維持管理に関する業務

社会福祉施設条例に基づく福原荘の施設設備の維持管理に関する業務（利用者が快適かつ安全に福原荘を利用できるようにするための施設設備の保守管理、修繕、清掃、保安警備等）

(2) 福原荘の運営に関する業務

入所者に対する給食その他日常生活に必要な便宜の供与（自動販売機による物品の販売を含む。）、各種余

暇活動、機能訓練等に関する事務

- (3) 福原荘への入退所の許可、利用料金の決定・徴収・減免等に関する業務
- (4) その他福原荘の管理運営に必要な業務

### 3 指定期間

指定管理者の指定期間は、平成18年4月1日から平成21年3月31日までとする。この場合において、福原荘の管理を継続することが適当でないと認められるときは、当該指定期間の途中においても指定を取り消すことがある。

### 4 補助金及び利用料金の取扱い等

- (1) 県は、指定管理者に、委託業務の実施に必要な経費として補助金を支払う。

指定期間中の会計年度（4月1日から翌年3月31日までをいう。）ごとの補助金の総額は、次の額を上限として別途協定書で定める額とする。

1年間につき74,798千円

ア この額は、平成17年4月1日現在の福原荘の入所者の人数及び所得並びに職員の平均勤続年数から想定される最大の額である。

イ 指定管理者が必要とする補助金の額は、鳥取県軽費老人ホーム運営費補助金交付要綱に定める事務費基準額から想定本人徴収額及び縮減可能額を減額した額とする。（算出方法の詳細については、募集要項別添の資料を参照すること。）

なお、この補助金額の多寡は、指定管理者を選定する際の審査項目の一つとする。

ウ 県は、指定管理者が積算した補助金額について毎月概算払をする。

エ 補助金の確定額は、実際の階層区分別入所者数及び職員の平均勤続年数に応じて、イに準じて算出した額とし、年度ごとに精算を行う。この場合において、縮減可能額は、9の(3)のウの収支計画書に記載された額と同額とする。

- (2) 福原荘の利用料金、自動販売機の設置等の利用者へのサービス提供に伴う収入その他の収入（以下「利用料金等」という。）は、指定管理者が自らの収入として収受することとする。

なお、協定書に定める補助金の額及び利用料金等の額の総額が委託業務の業務の実施に要する費用の額に達しない場合においても、県はその差額を補填しない。

### 5 応募資格

福原荘の指定管理者に応募することができる者は、次に掲げる要件を満たす社会福祉法人（以下「法人」という。）とする。

- (1) 鳥取県内に主たる事務所を置き、又は置こうとする法人であること。
- (2) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第2項の規定により、本県から一般競争入札の参加者資格を取り消されていない法人であること。
- (3) 本県が行う建設工事等の請負又は物品の購入若しくは製造の請負の指名競争入札について、指名保留、指名停止その他の一定の期間を定めて指名の対象外とする措置を受けていない法人であること。
- (4) 会社更生法（平成14年法律第154号）の規定による更生手続開始の申立てが行われた法人又は民事再生法（平成11年法律第225号）の規定による再生手続開始の申立てが行われた法人でないこと。
- (5) 法人の役員に、破産者、法律行為を行う能力を有しない者又は禁固以上の刑に処せられている者がいないこと。
- (6) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団又は暴力団若しくはその構成員の利益になる活動を行う法人でないこと。
- (7) 都道府県税、法人税並びに消費税及び地方消費税に未納がない法人であること。
- (8) 鳥取県議会の議員、知事、副知事、出納長、指定管理者の候補者の選定の決定に関与する県の職員、地方自治法（昭和22年法律第67号。）第180条の5第1項及び第2項に規定する委員会の委員（監査委員を含む。）、これらの者の配偶者、子及び父母並びにこれらの者と生計を同じくしている者が理事長、副理事長、専務理

事、常務理事その他これらに準ずる役員等に就任している法人でないこと。

## 6 募集要項の配布

### (1) 配布期間

平成17年10月3日(月)から同年11月4日(金)までの日(日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日(以下「休日」という。)を除く。)の午前8時30分から午後5時まで

### (2) 配布場所

鳥取県福祉保健部長寿社会課高齢者施設福祉係  
〒680-8570 鳥取市東町一丁目220(県庁本庁舎2階)  
電話 0857-26-7178・7689 ファクシミリ 0857-26-8127  
電子メールアドレス choujushakai@pref.tottori.jp

## 7 質問事項の受付及び回答

### (1) 受付期間

平成17年10月3日(月)から同月28日(金)まで

### (2) 受付方法

質問票(様式については募集要項を参照すること。)に記入の上、6の(2)の場所へファクシミリ又は電子メールにより提出すること。

### (3) 回答方法

質問者へ個別にファクシミリ又は電子メールで回答するとともに、ホームページ(<http://www.pref.tottori.jp/fukushi/shiteikanri/>)にも随時掲載する。

## 8 現地説明会の開催

### (1) 日時

平成17年10月12日(水)午後1時30分から

### (2) 場所

米子市皆生温泉四丁目17-2 鳥取県立福原荘

### (3) 申込方法

現地説明会への参加を希望する旨並びに法人の名称、代表者名及び参加希望者(各法人3名まで)を明記の上、郵送、ファクシミリ又は電子メールにより、平成17年10月11日(火)午後5時までに、6の(2)の場所へ申し込むこと。

## 9 応募の手続

### (1) 応募書類の受付期間及び時間

平成17年10月3日(月)から同年11月4日(金)までの日(日曜日、土曜日及び休日を除く。)の午前8時30分から午後5時まで

### (2) 応募書類の提出方法及び提出場所

応募書類は、6の(2)の場所に持参、郵送又は民間事業者による信書の送達に関する法律(平成14年法律第99号)第2条第6項に規定する一般信書便事業者若しくは同条第9項に規定する特定信書便事業者による同条第2項に規定する信書便(以下「信書便」という。)により提出すること。

なお、郵送又は信書便による提出は、書留郵便又は信書便の役務のうち書留郵便に準ずるものによることとし、平成17年11月4日(金)の午後5時までに到着したものに限り受け付ける。

### (3) 応募書類

次の書類を提出すること。この場合において、応募書類の作成及び提出に要する費用は、すべて申請を行う法人の負担とする。なお、各書類の説明は、募集要項別紙提出書類一覧を参照すること。

ア 指定管理者指定申請書

イ 福原荘の委託業務に関する事業計画書

ウ 福原荘の委託業務に関する収支計画書

エ 定款若しくは寄附行為及び法人の登記事項証明書又はこれらに準ずる書類

オ 申請の日の属する事業年度の前事業年度における当該法人に係る貸借対照表及び損益計算書その他当該法人の財務の状況を明らかにすることができる書類

カ 申請の日の属する事業年度の前事業年度における当該法人に係る事業報告書その他当該法人の業務の内容を明らかにすることができる書類

キ 当該法人の概要（福原荘の管理運営のために配置可能な人員等に関する記述を含む。）を記載した書類

ク 当該法人の役員名簿

ケ 都道府県税、法人税並びに消費税及び地方消費税に未納（納付期限が到来していないものを除く。）がないことを証明する書類

コ 上記提出書類のうち該当のないものについての申立書

サ 指定申請に係る宣誓書

(4) 応募書類の提出部数

正本1部及び副本6部（副本は、複写可とする。）

(5) 応募に当たっての留意事項

ア 法人が提出する事業計画書等の著作権は、提出した法人に帰属する。ただし、県は、必要な場合において事業計画書等の内容の全部又は一部を使用することができる。

イ 応募書類その他の提出された書類は、返却しない。

ウ 応募書類その他の提出された書類は、鳥取県情報公開条例（平成12年鳥取県条例第2号）の規定に基づき開示することがある。この場合において、個人情報又は法人の正当な利益を害する情報は、非開示とする。

エ 応募のあった法人の名称は、公表する。

オ 応募書類の提出期限後、応募書類その他の提出された書類の再提出又は差替えは、原則として認めない。

カ (3)の書類のほか、必要に応じ追加資料の提出を依頼する場合がある。

キ 鳥取県公の施設における指定管理者の指定手続等に関する条例（平成16年鳥取県条例第67号）その他の関係法令を承知の上で応募すること。

10 指定管理者の選定方法等

(1) 選定方法

学識経験者等の委員で構成する福祉保健部指定管理候補者選定・審査委員会（以下「選定委員会」という。）を設置し、募集要項に定める選定基準に基づいて各委員が審査した評点の合計点により、指定管理者の候補者（以下「指定管理候補者」という。）の選定を行う。

(2) 面接審査等

指定管理候補者の選定に当たっては、9の(3)の書類により応募資格等を審査した後、平成17年11月13日（日）開催予定の選定委員会において、面接審査を行う。この場合において、面接審査の時間、場所、実施方法等は、応募書類を提出した法人に別途通知する。

(3) 指定管理候補者の決定及び公表

(2)の面接審査の後、選定委員会での審査結果を踏まえ、指定管理候補者を決定する。その審査内容は、応募書類を提出した法人に書面で通知するとともに、ホームページ等で公表する。公表に当たっては、選定団体以外の法人はその団体名を伏せて公表するが、応募団体数により個別団体を推測されることがある。

(4) 選定対象の除外等

次のいずれかの場合に該当する法人は、指定管理候補者の選定の対象から除外する。(3)の決定を受けた指定管理候補者が、当該決定後に次のいずれかの場合に該当することとなったときは、当該決定を取り消す。

ア 複数の事業計画書を提出したとき。

イ 選定委員会の委員に個別に接触したとき。

- ウ 応募書類等の内容に虚偽又は不正があったとき。
- エ 応募書類等の受付期限までに所定の書類が整わなかったとき。
- オ 応募書類等の提出後に事業計画の内容を変更したとき。
- カ その他不正な行為があったとき。

11 その他

(1) 様式のダウンロード

募集要項は、本県のホームページからダウンロードすることができる。

ホームページアドレス：<http://www.pref.tottori.jp/fukushi/shiteikanri/>

(2) 応募書類の内容に関する調査

必要に応じて、応募書類等の内容について、応募者から聴取調査を行う。この場合において、詳細は、応募した法人に後日連絡する。

(3) 福原荘の指定管理者の公募についての詳細は、募集要項を参照すること。

